別紙－2①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築等）

［記入方法］該当する項目「・」に○、×を記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。　（総括監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	・ 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工期内に工事を完成させた。 ・ 隣接又は同一現場の他の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルなく工事を完成させた。 ・ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ・ 工程管理を適切に行ったことにより、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ・ その他			・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 ・ 受注者の責によるトラブルが発生した。 上記該当であれば・・・・・ d	・ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。 ・ 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 上記該当であれば・・・・・ e

詳細評価内容：

●判断基準
評価項目の該当3項目以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ a
評価項目の該当2項目　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ b
評価項目の該当1項目以下・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ C

該当項目数	評価

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		安全管理が適切である	安全管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	安全管理がやや不備である	安全管理が不備である
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	・ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著である。 ・ 安全衛生を確保するために管理体制を整備し、組織的に取り組んでいた。 ・ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に取り組んだ。 ・ 同一場所で複数の工事がある場合、安全協議会での活動に取り組んでいた。 ・ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ・ その他			・ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 ・ 受注者の責によるトラブルが発生した。 上記該当であれば・・・・・ d	・ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。 ・ 受注者の責による重大なトラブルが発生した。 上記該当であれば・・・・・ e

詳細評価内容：

●判断基準
評価項目の該当4項目以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ a
評価項目の該当2項目以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ b
その他（該当項目がなくとも、工期内に工事を完成）・・・ c

該当項目数	評価

※1. 総括監督員は、主任監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。
※2. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

別紙－2②

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築等）

［記入方法］該当する項目「・」に○、×を記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。　（総括監督員）

考査項目	細別	評価対象項目	【評価対象事例】
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応	●建物規模への対応（※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点となる。） ・ 延べ面積10,000㎡以上の建物 ・ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ・ 大空間のホール棟を有する建物 ・ その他 （理由　　） 評点　　点	
		詳細評価内容：	
		●建物固有の機能の難しさへの対応（※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。） ・ 対象建物の耐震レベル ・ 建物機能の特殊性 ・ その他 （理由　　） 評点　　点	○建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類又はA類に属する工事 ○電気又は冷暖房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ○研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
		詳細評価内容：	
		●建物固有の施工技術の難しさへの対応（※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。） ・ 建築材料、設備機材、工法について提案がある場合【総合評価方式における技術提案は除く】 ・ 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 ・ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ・ その他 （理由　　） 評点　　点	○パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で、特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ○特殊な工法及び材料等を採用した工事 ○特殊な設備システムを採用した工事 ○免震装置を設ける工事 ○大規模な山留め工法が必要な工事 ○敷地内又は周辺部の工作物、配管、配線等の大規模な移設・切り回しを行う工事 ○仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
		詳細評価内容：	
		●厳しい周辺環境、社会条件との対応（※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点に加点とする。） ・ 地中埋設物等の作業障害 ・ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ・ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ・ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ・ その他 （理由　　） 評点　　点	○工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ○工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ○場内に汚水処理措置（水替え）を必要とする工事 ○住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条件で定められている工事 ○有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		詳細評価内容：	
		●施工現場での対応（※下記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とし、最大10点とする。） 【長期工事における安全確保への対応】 ・ 12ヶ月を超える工事で事故が無く完成した工事（ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 ・ 工事の実施にあたり各種の制約がり、工程的にも特に厳しく施工の制限を受けた工事 ・ 工程上他工事の制約を受け、機械・人員の増強を行った工事 ・ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ・ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ・ 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事 ・ 外来者が多い施設で、作業範囲に外来者・通行人等の動線がある工事 ・ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ・ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ・ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事等で、工程の制約等が特に厳しい工事 ・ その他 （理由　　） 評点　　点	
		詳細評価内容：	
		評点計：　　点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
※2. 監督員が評価する「創意工夫」との**二重評価は行わない。**
※3. 評価に当たっては、監督員の意見も参考に評価する。
※　■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

別紙－2③

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築等）

［記入方法］該当する項目「・」に○、×を記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。　（総括監督員）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c
		貢献が非常に優れている	bより貢献が優れている	貢献がやや「優れている	cより貢献が優れている	他の項目に該当しない場合
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等への対応	・ 1. 災害時等において地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ・ 2. 主変環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ・ 3. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 ・ 4. 定期的に広報活動や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ・ 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ・ 6. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ・ 7. その他（　　） ・ 詳細評価内容: ●判断基準 評価項目の該当4項目以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ a 評価項目の該当3項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ a´ 評価項目の該当2項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ b 評価項目の該当1項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ b´ 評価項目の該当0項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ c				

該当項目数	評価

※1. 総括監督員等は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。
※2. 地域への貢献等は、工事の施工に伴って地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。
※3. 詳細評価は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用するとともに、「監督員」と「総括監督員」との合意をもって行う。
※4. ■を付した評価対象項目のうち、特筆すべき評価内容又は効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

別紙－2④

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築等）

［記入方法］該当する項目「・」に○、×を記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。　（総括監督員）

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧
7. 法令遵守等	

措置内容	措置点数
□ 1. 指名停止3ヶ月以上	－ 20 点
□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－ 15 点
□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－ 13 点
□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－ 10 点
□ 5. 文書注意相当（文書警告・文書注意）	－ 8 点
□ 6. 口頭注意相当（契約検査課長）	－ 5 点
□ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった。（担当課長）	－ 3 点
□ 8. その他（理由:	－ 点

・ 該当項目なし

※1. 工事の施工にあたり、当該工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する・

※2. 竣工検査後に指名停止等の処分があった場合は、評定を修正しなければならない。（新発田市請負成績評定実施要領　第7による）

【上記で評価する場合の適応事例】

1 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
2 承諾なしに権利義務等を第三者に譲渡又は承継を行った。
3 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
4 当該工事関係者贈収賄により逮捕又は公訴された。
5 建設業法に違反する事実が判明した。（例：一括下請け、技術者の専任違反等）
6 使用人等に関する労働基準法及び入国管理法に違反する事実が判明し、送検等された。
7 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日内に行っていない。あるいは不当に下請代金を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
8 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
9 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟、暴力団関係者がいることが判明した。
10 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されてる、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の購入土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
11 施工体制台帳、施行体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
12 安全管理が適切でなく、死傷者を生じさせた事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。（事故が発生した場合の安全管理の適否については、検査員が判断する。）
13 明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった。

評価

8. 総合評価 技術提案	□ 技術提案の履行が確認できない場合は、不履行を選択し、工事成績評定点の減点を行う。	評価

Ver.R070401